

平成15年6月20日

「(仮称) 矢向マンション建設計画」に係る指定開発行為廃止  
について (お知らせ) 川崎市

標記指定開発行為について、川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第29条第1項の規定に基づき、指定開発行為者から、指定開発行為廃止届の提出がありました。

同条例第29条第2項の規定に基づき、この旨公告いたしましたのでお知らせします。

1 指定開発行為者

- ・ 住友不動産株式会社 取締役社長 高島準司  
東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
- ・ エスエフ開発有限会社 代表取締役 飯村忠昭  
東京都新宿区西新宿二丁目4番1号

2 指定開発行為の名称及び区域等

(仮称) 矢向マンション建設計画  
川崎市幸区塚越三丁目451番地  
区域面積 26,249.8 m<sup>2</sup>  
計画の目的 共同住宅の建設

3 廃止年月日 平成15年5月29日

4 指定開発行為廃止に係る公告年月日  
平成15年6月20日

- \* 当該指定開発行為は、平成14年10月22日付けで指定開発行為実施届の提出があり、準備書の縦覧等手続きを実施していたものです。
- \* 指定開発行為廃止に係る公告をもって当該指定開発行為の川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続きは終了いたします。

(環境局環境評価室 担当)  
電話 200-2156